

## 東京徳島県人会会則

第1条 本会は、東京徳島県人会と称し、事務局を徳島県東京本部内に置く。

第2条 本会の会員は、徳島県出身者及びその関係者とする。

第3条 本会は、会員の親睦を図ることをもってその目的とする。

第4条 本会に会長1名、副会長及び理事若干名を置き、理事会は、互選により理事長、副理事長、常任理事及び会計担当常任理事を選出するものとする。

2 会務の円滑な運営を計るため会長は、顧問及び相談役を委嘱することができる。

3 本会は、総会の議決により名誉会長を置くことができる。

第5条 会長、副会長及び理事は、総会において選出し、その任期は2年とする。  
但し、再任を妨げない。

第6条 会長は、本会を代表し、会務を掌る。

第7条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、本会の会務を行う。但し、必要がある場合は、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する常任理事会に、会務を処理させることができる。

第8条 総会の議決は、出席会員の過半数の同意を要する。

第9条 総会は、毎年1回これを開き、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第10条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

- 一 会費
- 二 寄付金
- 三 その他

2 会費は年額(1口)2,000円とする。

3 役員会費を会費とは別に、年額(1口)3,000円とする。

第11条 会員は、住所その他、登録事項に変更が生じたときは、速やかにこれを本会事務局に通知しなければならない。

第12条 本会の会計年度は、毎年9月1日からはじまり翌年の8月31日をもって終わる。

### 附 則

1 この会則は、平成18年10月22日から施行する。

2 平成18年度に限り、その会計年度を平成18年10月22日から平成19年8月31日までとする。

### 附 則(平成25年10月20日)

1 この会則は、平成25年10月20日から施行する。